○経済産業省告示第百七十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、経済産業省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。なお、平成二十四年経済産業省告示第二百八号（経済産業省の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととした件）は、平成二十七年九月一日限り、廃止する。

平成二十七年八月三十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

経済産業大臣の所掌に係る法第二章に定める権限のうち、電力取引監視等委員会事務局長の所掌に係るものについては電力取引監視等委員会事務局長に、経済産業局長に、経済産業局の支局長の所掌に係るものについては経済産業局の支局長に、通商事務所長の所掌に係るものについては通商事務所長に、産業保安監督部長の所掌に係るものについては産業保安監督部の支部長に、産業保安監督事務所長の所掌に係るものについては産業保安監督部長に、北陸産業保安監督署長の所掌に係るものについては北陸産業保安監督署長に、それぞれ委任すること。

二　委任の効力の発生する日

平成二十七年九月一日

○経済産業省告示第百七十七号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、経済産業省の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。なお、平成二十四年経済産業省告示第二百八号（経済産業省の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととした件）は、平成二十七年九月一日限り、廃止する。

平成二十七年八月三十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

経済産業大臣の所掌に係る法第二章及び第四章（第四節を除く。）に定める権限又は事務のうち、電力取引監視等委員会事務局長の所掌に係るものについては電力取引監視等委員会事務局長に、経済産業局長に、経済産業局の支局長の所掌に係るものについては経済産業局の支局長に、通商事務所長に、経済産業局の所掌に係るものについては経済産業局の支局長に、産業保安監督部長に、産業保安監督部の支部長に、産業保安監督事務所長に、北陸産業保安監督署長に、それぞれ委任すること。

二　委任の効力の発生する日

平成二十七年九月一日

○国土交通省告示第九百六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業の事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十七年九月一日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　大阪府吹田市内本町三丁目二十六番二十九号　独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部北大阪都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○関東地方整備局告示第三百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月三十一日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東京都渋谷区渋谷三丁目一八番一地先から同区桜丘町一二一番一まで	前	四四・一〇〜六三・七一メートル
	後	四四・一〇〜六二・四四〇・一〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第三百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月三十一日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十六号	東京都渋谷区渋谷三丁目二十番三から同区桜丘町一二一番一まで	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年八月三十一日

○関東地方整備局告示第三百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月三十一日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市堀之内二丁目二九六二番一から同市堀之内一丁目三一四九番一地先（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年八月三十一日

○北陸地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月三十一日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十七号及び三百五号	金沢市片町一丁目二五九番一から同市片町一丁目三二八番まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年八月三十一日